

民法等の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

検討の経過

H30. 6 法務大臣から法制審議会へ諮詢
H30. 6～ 法制審部会での調査審議開始
H31. 1.29 要綱案の取りまとめ

H31. 2.14 要綱の取りまとめ・答申
H31. 3.15 閣議決定・国会提出
R 1. 6. 7 改正法成立（R 2. 4. 1施行）

改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省検討会が全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件（H26～H27）
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大（第1）
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減（第2）

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

1. 改正前

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

現行制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】

年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正後

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢（新民法第817条の5第1項前段・第2項）

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育] 15歳以上でも可。
②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※ 15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができると考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢（新民法第817条の5第1項後段）

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

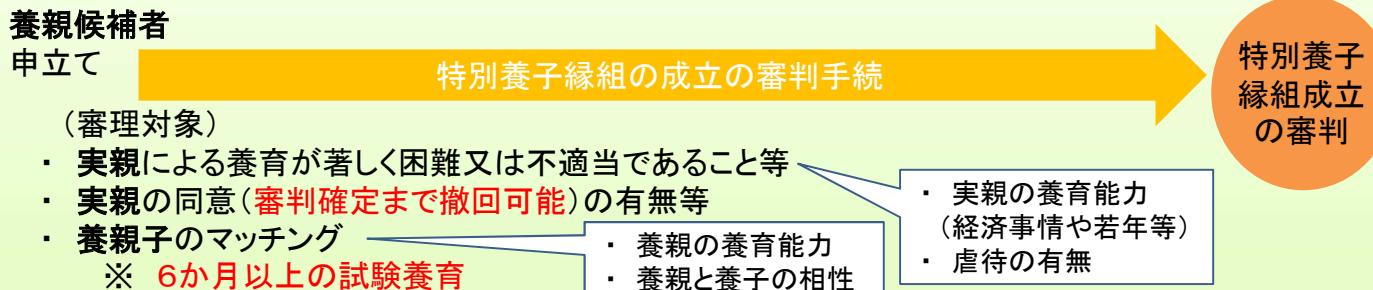
(3) 養子候補者の同意（新民法第817条の5第3項）

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。
(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し (家事事件手続法及び児童福祉法の改正)

1. 改正前

養親候補者の申立てによる1個の手続



【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないま、試験養育をしなければならない。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならない。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

2. 改正後

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事件手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

- (ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)
(イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)
⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

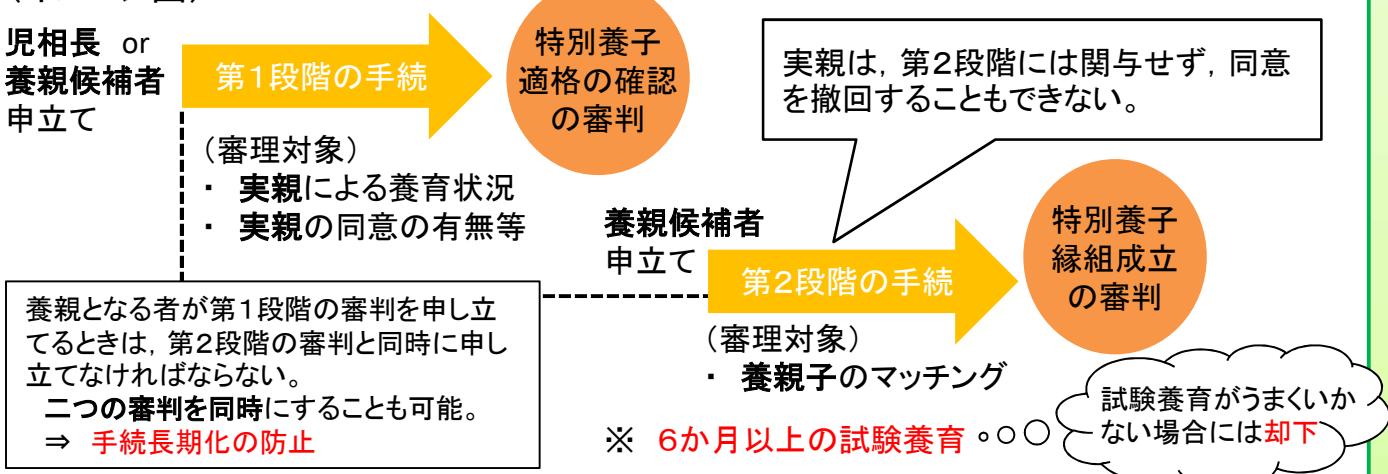
(2) 同意の撤回制限(新家事事件手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)



第3 施行期日

令和2年4月1日施行